

緊急提言に盛り込んでいただきたい内容（福島県）

1 原発事故の早期収束

原発事故を、工程表に沿って、あるいは前倒しして早期に収束させること。

また、工程表に沿った作業実施段階から、世界の叡智も結集しつつ、原発事故の検証を行うこと。

2 特別法の制定

今回の原子力災害は、被害が広域かつ長期にわたり、あらゆる分野に及ぶことや、一定地域の住民全員が避難せざるを得なかったこと、風評被害が県内全域、また、多くの産業に及んでいることなど、現行法では想定できない甚大な被害を県内外にもたらしており、既存の枠組みでは到底対応できない。

このため、今回の原子力災害に対応するための特別法を制定し、次の措置を講じること。

ア 損害の賠償

今回の事故に関しては、国に第一義的な責任があることを明確にするとともに、損害に対する十分な賠償を、仮払いを行うなど、弾力的かつ速やかに実施すること。

イ 原発事故収束後の恒久的対策の実施

原子力緊急事態宣言解除後に、地域再生のための施策も含め、全面的・長期的対策を講じること。

3 原発事故に関する正確な情報の発信等

放射線量に関する各種モニタリングを拡充強化した上で、国内外に向け、原発事故に関する正確な情報発信を迅速に行うとともに、放射線量等に関する各種基準設定を速やかに行うこと。

4 観光振興対策等

ア 全国的な自粛ムードの払拭

旅行や地域産品の積極的な消費を促すなど、自粛ムード払拭のための取組みを継続的に行うこと。

イ 観光による被災地応援気運の醸成・観光復興キャンペーン等に対する支援

被災地応援ツアーを国が主体となって企画するなど、被災地への旅行による応援気運の醸成に取り組むとともに、被災自治体を実施する「観光復興キャンペーン」等に対して、全面的に支援すること。